**使用条件**

1. 施設での物品販売(予約販売も含む)を希望する場合は、許可申請を行い、承認を得ること。
2. 物品販売についての責任は、すべて主催者が負うこと。
3. 営業加算がかからない使用許可については、終了後、物品販売手数料(売上の5％)を支払うこと。
4. 販売場所は貸館の使用許可申請書の許可施設に限る。（共有スペースは原則含まないものとする）

（免責事項）

焼津文化会館では、利用者(来場者含む)の貸館使用時において生じた事故や怪我・病気、また盗難や紛失、商品・展示品等の損害について、当公社に故意、重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

焼津文化会館内における物品販売許可申請書

令和　　年　　月　　日

焼津文化会館指定管理者

（公財）焼津市振興公社

焼津市文化会館条例施行規則第9条8号の規定に基づき、

下記のとおり物品販売の許可をいただきたく申請をいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 主催者 | 住所 |
| 氏名　　　　　　　　　　　　　　　電話 |
| 日時 | 令和　　年　　月　　日（　　）　　　　　時から　　　時まで |
| 催事名 |  |
| 目的 |  |
| 販売責任者  （請負人） | 住所 |
| 氏名　　　　　　　　　　　　　　　電話 |

※販売（展示）する物の当てはまる種類に☑をしてください。

* 絵画　　　　　□ 掛け軸　　　　□ 陶芸品　　　　□ 写真　　　　　□衣類・装飾品
* 電化製品　　　□ パソコン・周辺機器 　　　　　　□ 家具・寝具　　□ 美容・健康用品
* 飲料・食品　　□ 書籍・雑誌　　□CD・DVD
* その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

上記のとおり承認してよろしいか。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決裁欄 | 部　長 | 主　幹 |  |  |  | 担当 |
|  |  |  |  |  |  |